

(2022年6月17日講演)

## 24. 「我が国のスポーツフィッシング、世界との比較、そして改善点」

特定非営利活動法人スポーツフィッシング推進委員会 顧問・  
一般社団法人日本スポーツフィッシング協会 顧問 茂木陽一氏

ただいま紹介してもらった茂木である。釣り人を代表して、今日はスポーツフィッシングとその経済効果とかいろいろなところを話していこうと思う。役職としては、一般社団法人日本スポーツフィッシング協会とNPO法人スポーツフィッシング推進委員会の2つの団体を立ち上げて、今どちらも自分は顧問という立場である。あとは、いろいろな顧問等をやっている。あと釣り具店を経営している。

では、まず説明をさせてもらおう。このような順番で話す。まず釣りの歴史、ライセンス制の始まり、漁業法改正で釣りはどうなる、スポーツフィッシングの現状、世界との比較、釣りの経済効果を調査する、科学的根拠に基づく公平な管理を、時間がないのでそれほど詳細には話せないが、その辺あらかじめ了承してもらいたい(資料P1)。

世界最古の釣り針は、日本の沖縄で2万3,000年前に発見されている。貝を使ったもので、このころの釣り針は主にシャコガイを使って作られていた。日本は海に囲まれているから、釣りの文化には結構な歴史がある。クロマグロの骨が最初に出土したのは、今から1万1,000年前の縄文時代草創期の遺跡からである。6,000年ぐらい前の遺跡からは300キロクラスの超大型クロマグロの骨が、東北と北海道の太平洋側でたくさん発見されている。この発見がされたのは、東日本大震災の後である。東日本大震災の後に住宅地を津波が来ない高さ、皆伐20メートルぐらいのところを造ろうというので土を掘っていたら、そういったところから遺跡が発見されて、同時に大型クロマグロの骨もたくさん発見された。これはまだ歴史が浅い。だから、その時代にもう既に300キロのクロマグロを縄文人は獲っていたということである。どうやって獲っていたかは想像するしかないが、丸木舟とモリだと思う。だからリアス式海岸の入江に入ってきたクロマグロを、当時は資源も今よりはるかに多かったと思う。その入江に入ってきたクロマグロをさらにカヌーで浅瀬に追い込んで突くか、今でも突きん棒という漁があるが、その突きん棒に近いような漁だとも想像できる。丸木舟はカヌーでエンジン音がしないから、結構魚に近づける。カヌーで釣りをした経験がある人だったら分かる。魚が警戒しないから、相当近くまで近寄れる。日本で釣りが広まったのは今から千年ぐらい前の平安時代である。平安時代になって貴族の間で娯楽としての釣りが広まった。ヨーロッパでは500年ぐらい前に急激に一般庶民の間で広まって、釣りの聖書と言われている『釣魚大全』というのがこのころ出版された。日本でも300年ぐらい前、江戸時代であるが、江戸時代は平和な時代がずっと続いたから、その間に庶民の間で娯楽として広まる。150年前、欧米でスポーツとしての釣りが広まる。カジキ

とかはもうこのころからトローリングで釣り始めている。120年ぐらい前にはオリンピックで釣りが競技として登場する。100年ぐらい前にアメリカでライセンス制が始まる。日本でもスポーツとしての釣りが50年ぐらい前から徐々に広まっていった。もともと釣りは漁業の一部だった。それが時代を経て釣りと漁業はだんだん離れていって、明らかに目指す方向も変わっていった。漁業はあくまでも金を得るための手段であり、釣りは楽しむための釣りという方向にどんどん進んでいった。今はかなり離れた存在だと思う。世界的には、要するにスポーツの釣りと漁業は別々になって、規制をするようになって、どちらが上でもなく下でもなく公平に管理する時代になってきている（資料 P2）。

ライセンス制であるが、海外では先進国のほとんどの国でライセンス制が当たり前になっている。あとレギュレーションも当たり前になっている。釣り人に金を払って釣りをしよよいというライセンスを売り、その収益で水産資源調査・研究、スポーツフィッシングの採捕量の調査、釣り場の改善などがいろいろ行われ、ライセンス制にすることによって釣りを取り巻く環境はより良い方向へ進んだ。アメリカのレギュレーションブックは無償で釣り人に配布されているが、そこにはライセンス制は未来への投資ということが書かれていた。ライセンス制にすると同時にルールも決めていくと、レギュレーションである。代表的なレギュレーションは、サイズリミットとバッグリミット。サイズリミットというのは大きさ制限である。例えばマダイだったら50センチ以下はリリース、50センチ以上はキープしてよい。バッグリミットというのは匹数制限である。マダイだったら1人1日2匹までとか、そういう制限がある。産卵期の釣り禁止、あとフックの形状等、レギュレーションは多種によって、ラインの強度等、いろいろ決められている。ライセンス制でレギュレーションを決めると同時に、罰則と監視も非常に厳しい。要するに守られなかったら意味がない。だからアメリカやニュージーランドやカナダ、いろいろなところに私は魚釣りに行ったが、とにかく沿岸警備隊の飛行機は飛んでくる、沿岸警備艇は向かってくる、船では沖合で乗り込んできての調査もあるし、港に戻れば陸上勤務の沿岸警備隊やDFGや警察がまたチェックに来ると、違反はまず不可能である。実際に何回もチェックを受けたり、港でいろいろほかの船を見ているが、私の目の前で捕まった釣り人や釣り船は今のところ一つもない。ということは、そこまで厳しかったら守らざるを得ないというものがあるのだが、皆守っているということである。これが逆に日本だと、もしこのようにアメリカ並みに厳しくチェックしたら、はっきり言って片っ端から捕まると思う（資料 P3）。

ところが、わが国の遊漁は相変わらず野放し状態が続いている。ライセンス制に関しては全く進展がない。話題にも上らない。水産庁の方とも話し合いになっていない。海外では常識のレギュレーションもわが国にはなく、水産資源の減少に合わせて近年は釣れる魚も小型化が進み、さらに坊主で帰ることも珍しくなくなった。しっかりと管理しているアメリカはライセンス人口が年々増えて、2019年にはついに4,000万人を突破した。16歳未満と60歳以上はライセンスが不要なので、それを含めると釣り人口は5,000万人を越す。逆に、日本はほとんど野放しで釣り人口はどんどん減少して、最新の調査では600万人を

下回って 550 万人となっている。だからアメリカと 10 倍ぐらいの開きが出てしまっている。要するにきちんとルールを決めて管理したほうが釣り自体も成長していくということである。ほったらかしておくのと釣り自体が衰退していくということ、これは数字の上ではっきりしている（資料 P4）。

漁業法が 70 年ぶりに改正されたが、これによって水産業も上向くのではないかと期待しているのであるが、それに伴って釣りにも TAC 制、あと枠クオータが設けられる。そういう水産庁の資源管理の枠組みの中にきちんとこれから取り込まれていくと思う。ところが、遊漁は例えばクロマグロだったら何トン獲っている、マダイだったら何トン獲っているといったデータがほぼないに等しいので、現状でもし決めるとしたら非常に不公平な枠が与えられるのではないかと我々は危惧している。実際に後でクロマグロの話をするが、とてもではないが公平とは全く言えない枠が釣り人に与えられている。これをやるためには釣り人の対象となる調査をしていかなければいけないと思う。現状で釣り人のそういう調査研究が進んで行われているという話はまだどこからも聞いたことがない（資料 P5）。

日本のスポーツフィッシングの現状で、まずクロマグロである。水産庁もクロマグロから開始するというので、クロマグロに関して、どれだけこれが非民主的で不公平、不透明かということを説明している。2021 年の漁獲枠は釣り人が 20 トンである。これは釣り人の枠ではない。釣り人の枠は留保枠の中の一部を回すという取り決めである。留保枠というのは漁業に突破的な何か起きたらそちらに回さなければいけないから、もし漁業に突破的な何かあったらさらにこの 20 トンを減らされるということである。だから、この 20 トンは約束ではない。大型魚、小型魚合わせてまき網が何トンあったかという 4,700 トンで、その他はえ縄とか定置とか一本釣りとかを入れた漁業者全体の総枠は 1 万 400 トンである。20 トンは全漁獲のたったの 0.2% である。ちなみに釣り人口は減ったと言っても 550 万人で、漁業者人口は 14 万 5,000 人である（資料 P6）。

最初のうちは、真面目な釣り人はたとえ不公平でもルールを守るが、不公平なルールなら守らないという釣り人も多い。漁業と同じように正直者がばかを見るということが現実となっている。これを撲滅させるためには一日でも早く逮捕者を出して厳しい処罰を下さなくてはならないのだが、現時点では処罰者は 1 人も出ていない。正直言って違反者は得である。私の耳にたくさん入っている。だが、まだ 1 人も処罰されていない。ルールを決めても、違反者を取り締まらないと、その効力はやがて消える。数年後には誰も守らなくなる。だから何のためにやったのか最後に分からなくなってくる。そのためにはどうしたらいいかという、釣り人が納得するような公平な枠を与えて、取り締まりと罰則を強化すれば違反者は減る。それは真面目な釣り人を守ることにともなるし、ルールを守る釣り人が増えることにもつながる。現状だと、全く逆の方向に行っている（資料 P7）。

では、スポーツフィッシング、我々釣り人はどうやって、どこで、誰が決めているのだという、広域漁業調整委員会というところが決めている。その名簿が左側にあるが、沿岸漁業者とまき網会社や底引き網会社、あと学識者といった方で、ここに釣り人は 1 人も

入っていない。広域漁業調整委員会が発足して 20 年以上たつが、ずっと釣り人不在で遊漁の規制等が決められてきた。民主的公平にルール作りをするために、釣り人も委員に入れるべきである（資料 P8）。

次は、世界との比較である。そのような現状であるが、世界と比較するとスポーツフィッシング先進国であるアメリカは、太平洋クロマグロが回遊してくるので、釣り人は毎年たくさん釣っている。太平洋クロマグロは、生まれるのは日本近海である。1 歳～2 歳ぐらいの間にかかなりの固体がアメリカ西海岸まで回遊していく。向こうの方がそれを釣っている。では、アメリカ側の釣り人がどのくらい釣っているかということ、2018 年で 484 トンである。日本は去年 20 トンで釣り禁止になった。ちなみにアメリカは釣りが一度も禁止になったことがない。去年は記録的に連れたとアメリカの友人から聞いている。去年は 1,000 トンを超しているのではないかとやっている。1,000 トンというのはアメリカに与えられた枠より多い。その辺がどう発表されるのか今から楽しみである。800 トンと偽って発表するかもしれない。アメリカは一度も釣り禁止にならないが、対して日本は 20 トンでクロマグロ釣りが禁止になった。さらにキャッチアンドリリースも否定された。20 トンで禁止になった理由は、資源管理の枠組みに支障を来す。キャッチアンドリリースが否定された理由は死亡率の科学的検証が必要と。これについてもこの次でまた触れる（資料 P9）。

ISC の資料を見ると、ISC には日本も加盟しているが、アメリカの太平洋側のまき網の漁獲はどんどん減って、最近では 100 トンを割ることが多い。ちなみに 1950 年代～60 年代初めぐらいには、アメリカのまき網は多い年には 1 万トンを超している。そのときスポーツは 10 トンとか 20 トンとか、そのぐらいしか獲っていなかった。ところが、2000 年代に入るとまき網は激減する。最近では 100 トン未満が増えてきた。スポーツがどんどん増えて、今完全に逆転している。まき網がこれだけ減ってしまった理由がよく分からないが、スポーツが増えたのは、まずアメリカは遊漁を管理している一番上が商務省で、商務省の中の NOAA（アメリカ海洋大気庁）が管理しているのであるが、商務省だからなのか経済効果を最優先する。経済効果を調査して、それで施策が進められる。アメリカの経済効果は、この後にも出るが海だけで 10 兆円である。海だけで 700 億ドルを超える。内水も入れると 20 兆円を超す。だからアメリカの場合経済効果が非常に大きい。日本はまき網が 4,700 トン、釣り人は 20 トン。アメリカは 2018 年だとまき網が 12 トン、釣り人が 484 トンということになっている。要するに先ほどのように資源管理の枠組みに支障を来すと言うのであれば、0.2%で支障を来すというのも非常に疑問であるし、産卵期に漁獲が集中するまき網のほうがもっと問題ではないかと思っている。その辺は今回まき網の方も何人か聞いてくれるので、どうかと思う（資料 P10）。

水産庁がキャッチアンドリリースを認めなかった理由は科学的検証が必要だと思う。これは本来だったらもっと前から水産庁がやって来なければいけないわけ、要するにやるべきことをやらずに先送りしているのである。欧米などのスポーツフィッシング先進国では、ポップアップサテライトタグによる死亡率の研究を 10 年以上前から、アメリカはもう 20

年以上前から研究している。リリース後の死亡率は、各国の公的な機関が発表しているが、アメリカ太平洋側 6%やカナダ大西洋側 5.6%、アイルランド 5%、日本はデータなしという状態である。水研の方とも話したのであるが、日本は予算がないようである。このポップアップサテライトタグは 1 本 60 万円もするから。だったら、同じ太平洋クロマグロであるから、アメリカの資料を日本に持ち込んで、それを参考にすれば金もかからない。調査の仕方は一緒であるから、これを採用すればすぐに決められて、キャッチアンドリリースがすぐに認められると思う（資料 P11）。

さらに、キャッチアンドリリースに関しては、多くの国が認めている。カナダにはキャッチアンドリリースプログラムがあり、アイルランドにはキャッチタグリリースプログラムがある。海洋大臣や漁業大臣は、これは新聞記事にも出ているが、釣り人がやっているこういう活動をきちんと推奨している。だから国が認めているということである。要するに、資源はほとんど減らさずに地方経済に貢献できるのであるから、キャッチアンドリリースを否定する理由はない。これを否定するというのは考えられない。理由は全くないと思う。キャッチアンドリリースを取り入れるために迅速な科学的調査を進めていくべきである。これができないのだったらアメリカのデータを頂けばいいと思う（資料 P12）。

次に、経済効果である。経済効果だけでも 10 ページぐらい話したいのであるが、日本もぜひ調べてもらいたい。海釣りが地方経済に大きく貢献しているのは紛れもない事実である。ところが、わが国ではその経済効果がどのくらいなのか調査されていない。アメリカでは NOAA が経済効果を毎年調査している。その経済効果は海釣りだけで 738 億ドル（約 10 兆円、2017 年）である。日本でも全国規模の経済効果調査を行うべきである。それを基本として公平に海面を利用できるようにすべきである。マリンレジャー大国、マリンスポーツ大国としての恵まれた環境を有効に活用することは海岸地域の経済発展につながる。現状のままではわが国の海岸線は貧しくなるばかりである。難しいから水産庁はやらないのかもしれないが、大体 50 科目ぐらいある。釣り具とか燃料代、交通費、宿泊費、食費、乗船代、ボート係留代、ボート購入、釣り人の車購入、キャンプ用品など 50 科目。これで計算して、アメリカの場合は海釣りだけで大体 10 兆円ということである（資料 P13）。

このようにやることによって釣り人も守るようになると思う。今年からやっと初めてわが国も 1 人 1 日 1 匹というバググリミットがクロマグロに設けられた。これは一歩前進というよりも、今までなかったのであるから大幅な前進である。去年は 20 トンであるから 40 トンに増えたのであるが、ただし、枠が 40 トンしかないので多くの釣り人は持ち帰ることが出来ない。クロマグロの釣り人口は、ざっくばらんに言って現時点で推定 5,000 人ぐらいだと私は思う。これ年々増えている。なぜなら、クロマグロの資源が回復したので簡単に釣れるから。2017 年ごろまでは北海道や青森までクロマグロを釣りに行っても坊主が当たり前だった。それが 2018 年ごろからどんどん釣れるようになり、去年は釣れるのが当たり前になってしまった。1 日に 19 匹釣った人も、私の仲間にはいる。釣り人の人口が 5,000 人だとすると、年に 1 匹ずつキープして、去年平均サイズが 41 キロだったから、これで計

算すると 205 トンになる。40 トンという枠は 5 人に 1 人しか持ち帰れないということになる。205 トンでも総枠のたったの 2% である。これは去年 12 月 16 日だったか、農林水産副大臣と対談したのであるが、そこで私は 200 トンを要求したが、全く無視されている。対してアメリカのバググリミットは 1 人 1 日 2 匹で、シーズン中に釣りが禁止になったことがない。それはアメリカの総枠の 50% 以上がスポーツに割り当てられているからである。このくらい日本とアメリカでは違う。資源管理に成功したほとんどの国では「海は国民共有の財産」として扱われている。日本も 1 日でも早くそうなることを願う。今はとても公平に扱われているとは私は思っていないし、日本中の釣り人がそう思っていない。だから違反が出る。これは違反が出るようにしてしまっているのが一番問題だと思う。違反が出ないようにするために、もっと釣り人に対して公平な枠を与える。それは当然監視と罰則もしっかりやるのが、真面目な釣り人も守ることにもなるし、ルールを守る釣り人が増えることにもなる。現状のままでは違反する釣り人が増えるばかりである（資料 P14）。

これからを考えるとという事で、ライセンス制を導入することをどう考えるか。遊漁にも TAC を設定すべきか。クロマグロ以外の対象魚種と規制の取り扱い（資料 P15）。

これに対しての私の考えである。ライセンス導入にはもちろん賛成である。現状では釣り対象魚の小型化、減少が止まらない。ライセンス制にしてレギュレーション（バググリミット、サイズリミット）などを設ける。併せて監視と罰則も強化する。これによって釣りの対象魚の資源回復にもつながると思うし、釣り人が資源管理とか資源保護に関心を持つと思う。こういうルールをきちんと設けることによって。アメリカとかニュージーランド、カナダへ釣りに行ったときにも、5 歳ぐらいの子供から、この魚は何匹まで釣ってよいというのを分かっている。子供のころからそういう教育を受けた子供が大人になったときにどうなるかということ、資源管理とか資源保護に関心の高い大人に育つ。日本の場合それがないから、そのまま大人になっても、何の関心もない大人になってしまう。だから早くこういうのをやることによって教育にもつながっていく。

次に、遊漁にも TAC を設定すべきか。これいろいろ魚種によっても違うのであるが、採捕の多い魚もある。そのような採捕が多く資源管理に支障を来す恐れのある魚には TAC を設けるべきである。GT というのはロウニンアジである。英名で **Giant Trevally** と言うから略して GT で、これは釣り人に非常に人気のある魚であるが、ほとんど漁師が狙わないような魚である。GT は釣り人もほぼ 100% リリースしている。GT などリリースが定着している魚は TAC を設ける必要性はない。

③クロマグロ以外の対象魚種と規制の取り扱い。とりあえず水産庁はクロマグロから始めると言って現時点で始まっているが、ブリ、アジ、サバ、タチウオ、メバル、スズキ、マダイ、ヒラメ、サワラ、カンパチ、ヒラマサ、ホッケなどは TAC を設ける。TAC とは漁獲可能量を設定し配分するということである。これはやるべきだと思う。実際にアメリカでは、行っている。シロギス、アイナメ、アオリイカなどはバググリミットだけで十分。これは要するに 1 人 1 日 1 匹とか、そういうことでよいのではないかと思う。主に漁業者

の資源管理の枠組みに支障を来すような大きな漁獲がありそうなものは TAC を設ける。クエなどはそれほど釣れない（資料 P16）。

資料 P7 の写真が面白い。これ青森のスーパーでクロマグロを 1 匹 100 円で売っていた。上にメジマグロとあるが、1 匹 100 円、消費税込みで 108 円である。去年これを青森のあちこちのスーパーで山のように売っていた。

資料 P5 の図が、アメリカのコマーシャルは漁業、レクリエーションは遊漁、遊漁の枠の配分である。これ Bluefish に書いていたが、字が小さいがよく見ると、遊漁のほうが漁業者よりも 3 倍以上ある。アメリカは州によって管理が違うから、アラスカなどは漁業者優先であるが、多くの州で遊漁が優先で施策が進められている。これが一つの例である。例えばマイアミ、資料 P4 の写真はアメリカのレギュレーションブックで、これが釣具店で釣り人に無償で配布されている。右上に FREE と書いてある。

資料 P9 の写真は 500 キロ以上になる魚であるが、マイアミへ行くとほぼ入れ食いで幾らでも釣れる。これは 1980 年代に激減して、釣りも漁業も一切禁止になった。釣り禁止、漁師も禁止になった。それでどんどん増えた。増え過ぎてしまって、2006 年にロブスター伊勢エビの漁師からクレームが入った。伊勢エビを食べてしまって、伊勢エビがどんどん減っているから何とかしてくれと、それで釣り人だけ開放された。漁業者はいまだに獲ってはいけない。釣り人にだけ開放されて釣っていいと、ただし、船に上げてリリースすると駄目で、あくまでも船べりに浮かべるまでは OK というルールになる。いまだに増え続けて、最近では棧橋でもこのサイズが釣れる。だから、要するにきちんとルールを守れば魚は増える。タマカイという魚がこれに一番近い種類である。日本にもこれがたくさんいた。今は高ランクの絶滅危惧種である。

資料 P11 の写真はカナダで、タグを打っているところである。カナダはキャッチアンドリリースプログラムを推奨している。そして、カナダのクロマグロの遊漁船の船長は全部漁師である。8 月と 9 月はクロマグロの遊漁をやる。これはカナダのプリンスエドワードであるが、ここの漁師は年に 4 カ月しか働かない。海に出ない。5・6 月がロブスター、8・9 月がクロマグロの遊漁である。クロマグロの遊漁のライセンスをもらうためにはリリース講習会を受けなければいけない。どうやってリリースするのかという講習会を受けてやっとライセンスがもらえるわけである。だから誰でもクロマグロの遊漁ができるわけではない。ライセンス制で、日本の車の免許と一緒にある。こうやってタグを打ってリリースしている。リリース方法も、ホームページのサイトにも細かく載っているし、動画もたくさん流れている。向こうのほうはそこまでしっかりやっている。

資料 P11 の写真もリリースである。これはアメリカのノースカロライナで、300 キロクラスのマグロである。船べりでリーダーをカットしてリリースする。この右側に持っているのでカットする。

資料 P14 の写真はニュージーランドである。海外へ行ってよく思うのは、カナダでもそうであるが、漁業者と釣り船はけんかしない。結構仲が良い。ニュージーランドへ行った

ときは、これはホキのトロール船で、ホキという魚はタラを細長くしたような魚であるが、トロール船が網を上げるときがクロマグロを釣るチャンスで、その網からこぼれるホキを狙ってクロマグロが集まる。このときアシカとか海鳥もたくさん集まる。そして、そのときに私たちのボートは思い切りこの漁船のトロール網に近づく。日本で漁船にこれだけ近づいたら怒られてしまう。それで、船を目掛けてホキを1匹針につけて放り投げる。そうすると、すぐにヒットする。それで、私たちの船が着いたときにもうトロール網を上げてしまっていて終わってしまっているときは、今度キャプテンがこのトロール網の船員に「おい、まいてくれ」と言う。すると、漁師は、先ほど水揚げしたホキをざるにいっぱい山盛りに積んで海にばらまいてくれる。あとカナダもそうである。ニシンの刺し網のシーズンは一番クロマグロが釣れるのであるが、その刺し網の漁師が刺し網を上げているすぐそばで私たちは釣りをする。そうすると、クロマグロが潜って行ってしまって、刺し網が邪魔である。だから刺し網を全部よけながら操船するのであるが、それに対して漁師からのクレームは一切ない。それどころか、なかなか当たりがしぶいときは漁師が刺し網で揚げたニシンを海にばらまいてくれる。そういうのを何回も見ている。そういうのを見ていると、仲良くやっているのだなというのと、海は国民共有の財産だなというのをじかに感じる。

以上である。